

市川市障害福祉サービス等
支給決定基準（案）

市川市障害者支援課

改定履歴	改定内容	施行日
平成 年 月 日		平成 31 年 月 日

目次

1 はじめに

2 支給決定の考え方

- (1) 勘案事項
- (2) 支給量の設定
- (3) 非定型支給決定への対応
- (4) 支給決定基準の変更について

3 支給決定基準

- (1) 介護給付
- (2) 訓練等給付
- (3) 地域相談支援
- (4) 計画相談支援
- (5) 地域生活支援事業

1 はじめに

この基準は、平成 19 年 3 月 23 日付け厚生労働省（社会・援護局障害保健福祉部長）通知「介護給付費等の支給決定について」に基づき、障害福祉サービスの支給量や支給すべきサービスの内容に関する基準を明確にし、公平かつ適正に障害福祉サービスの提供を行うことを目的としている。

2 支給決定の考え方

公平かつ適正に障害福祉サービス等の支給決定を行うため、以下の項目に留意する。

(1) 勘案事項

- ① 障がい者等の障がいの種類及び程度その他の心身の状況
- ② 障がい者等に関する障害福祉サービス、地域相談支援等の受給状況
- ③ 障がい者等に関する保健医療サービス又は福祉サービス等（②を除く。）の利用の状況
- ④ 当該障がい者等の障害福祉サービス、地域相談支援等の利用に関する意向の具体的内容
- ⑤ 当該障がい者等の置かれている環境
- ⑥ 当該申請に係る障害福祉サービス、地域相談支援等の提供体制の整備の状況

(2) 支給量の設定

サービスごとに基準となる支給量の目安を設定する。障害福祉サービス等の支給量は、原則として支給量の目安に勘案事項を踏まえた範囲内で決定する。なお、標準的な勘案事項を踏まえた支給量がそのまま支給されることを保証するものではない。

(3) 非定型支給決定への対応

本基準の中で示される支給量の目安が支給量の上限となるものではない。標準的な勘案事項を踏まえた支給量を超える支給量が必要な場合は、市川市障害福祉サービス等支給決定会議（以下、「支給決定会議」という。）および必要に応じて審査会の意見を聴取（※）の上支給決定する。

※専門的な技術を要する支援など、支給決定会議のみでは判断が困難と思われる申請について、審査会の意見を聴取するものとする。

(4) 基準の変更について

支給決定基準について、障害者総合支援法の改正等により変更の必要性が生じた場合は、適宜変更する。

3 支給決定基準

障害福祉サービス等は、「介護給付」「訓練等給付」「地域相談支援」「計画相談支援」「地域生活支援事業」に分類され、以下のようなサービス種類となる。

(1) 介護給付

介護給付に関するサービスの種類、内容及び利用要件は以下のとおり。

サービス種類	サービス内容及び利用要件
居宅介護	
身体介護	要件…障害支援区分が区分1以上の方 障がい児にあつてはこれに相当する支援の度合の方 サービス内容…食事、入浴、排泄などの直接的支援を行う
家事援助	要件…障害支援区分が区分1以上の方 障がい児にあつてはこれに相当する支援の度合の方 サービス内容…調理、掃除、洗濯、買い物等の家事の援助を行う
通院等介助 (身体介護を伴わない)	要件…障害支援区分が区分1以上の方 障がい児にあつてはこれに相当する支援の度合の方 サービス内容…ひとりで通院等をすることが困難な方への支援を行う
通院等介助 (身体介護を伴う)	要件…①障害支援区分が区分2以上の方で ②認定調査項目でいずれか一つ以上に該当する方 歩行…「全面的な支援が必要」 移乗…「見守り等の支援が必要」、「部分的な支援が必要」又は 「全面的な支援が必要」 移動…「見守り等の支援が必要」、「部分的な支援が必要」又は 「全面的な支援が必要」 排尿…「部分的な支援が必要」又は「全面的な支援が必要」 排便…「部分的な支援が必要」又は「全面的な支援が必要」 障がい児にあつてはこれに相当する支援の度合の方 サービス内容…排泄介助や車いすの介助など直接支援を含む通院等の支援を行う
通院等乗降介助	要件…障害支援区分が区分1以上の方 サービス内容…ヘルパーが自ら運転する車両への乗車又は降車の介助、乗車前若しくは降車後の屋内外における移動等の介助、通院先での受診の手続き、移動等の介助を行う
重度訪問介護	要件…障害支援区分が区分4以上(入院中の意思疎通支援等は区分6以上)の方で次のいずれかに該当する方 ① 以下のいずれにも該当していること ・二肢以上に麻痺等があること ・障害支援区分の認定調査項目のうち「歩行」「移乗」「排尿」「排便」のいずれも「支援が不要」以外と認定されていること ② 障害支援区分の認定調査項目のうち行動関連項目等(12項目)の合計点数が10点以上であること サービス内容…重度の肢体不自由の方又は重度の知的障がい・精神障がいにより行動上著しい困難を有する方で、常時、介護が必要な方に入浴、排泄、食事等の介助や外出時の移動(移動支援・通院介助)の総合的な支援を行う

サービス種類	サービス内容及び利用要件
同行援護	<p>要件…①視覚障がいにより著しく移動に困難を伴う方 ②同行援護アセスメント調査票※の項目中、「視力障害」「視野障害」「夜盲」のいずれかが1点以上であり、かつ「移動障害」の点数が1点以上の方</p> <p>サービス内容…外出先において同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護その他の外出に必要な支援を行う</p>
行動援護	<p>要件…障害支援区分が区分3以上の知的障がい又は精神障がいにより行動上著しく困難を有する方で、障害支援区分の認定調査項目のうち行動関連項目等(12項目)の合計点数が10点以上(障がい児にあつてはこれに相当する支援の割合)である方</p> <p>サービス内容…行動上著しい困難を有する方が行動する際に生じうる危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護、食事の介助や排泄その他行動に必要な支援を行う</p>
療養介護	<p>要件…病院への長期の入院による医療的ケアに加え、常時の介護を必要とする方として次に掲げる方</p> <p>① 筋萎縮性側索硬化症(ALS)患者等、気管切開を伴う人工呼吸器利用の方で、障害支援区分が区分6の方</p> <p>② 筋ジストロフィー患者、または重症心身障がいの方で、障害支援区分が区分5以上の方</p> <p>サービス内容…病院において、主に昼間において行われる機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び日常生活上の世話をを行う</p>
生活介護	<p>要件…常時介護を必要とする障がいのある方で、障害支援区分が区分3以上(障害者支援施設に入所する場合は区分4以上)の方</p> <p>50歳以上の方は、障害支援区分が区分2以上(障害者支援施設に入所する場合は区分3以上)の方</p> <p>サービス内容…日中に施設において食事や排泄の介護、創作的活動等の機会の提供、身体機能・生活能力の維持向上を図る</p>
短期入所	<p>要件…①障害支援区分が区分1以上の方</p> <p>②障がい児に必要とされる支援の割合に応じて厚生労働大臣が定める区分における区分1以上に該当する障がい児</p> <p>サービス内容…居宅において、その介護を行う方の疾病その他の理由により施設等への短期の入所を必要とする方を入所させ、食事、排泄、入浴その他の必要な支援を行う</p>
重度障害者等包括支援	<p>要件…障害支援区分が区分6の方(障がい児にあつてはこれに相当する支援の割合)のうち、意思疎通に著しい困難を有する方で、以下のいずれかに該当する方</p> <p>① 重度訪問介護の対象で四肢全てに麻痺等があり、寝たきり状態にある方のうち、次のいずれかに該当する方</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人工呼吸器による呼吸管理を行っている身体障がい者(I類型) ・最重度知的障がい者(II類型) <p>② 障害支援区分の認定調査項目のうち行動関連項目等(12項目)の合計点数が10点以上である方(III類型)</p> <p>サービス内容…居宅介護その他の障害福祉サービスを包括的に提供する</p>

サービス種類	サービス内容及び利用要件
施設入所支援	<p>要件…①生活介護を受けている方で障害支援区分が区分4以上(50歳以上の場合は区分3以上の方)</p> <p>②自立訓練又は就労移行支援を受けている方で、入所しながら訓練等を実施することが必要かつ効果的とされる方、または地域における障害福祉サービスの提供体制の状況その他やむを得ない事情により通所による訓練等が困難な方</p> <p>サービス内容…施設に入所する障がいのある方に、主として夜間に入浴・排泄及び食事の介護、生活等に関する相談及び助言、その他の必要な日常生活上の支援を行う</p>

支給量の目安（上段は月利用時間の目安、下段は単位数）

障害支援区分	1	2	3	4	5	6
居宅介護	7.5 時間	10 時間	15 時間	25 時間	40 時間	60 時間
身体介護	2,930	3,790	5,580	10,480	16,780	24,150
居宅介護 家事援助	15 時間 2,930	20 時間 3,790	30 時間 5,580	55 時間 10,480	90 時間 16,780	125 時間 24,150
居宅介護 障がい児	24 時間 9,420					
重度訪問介護	—	—	117 時間 21,500	146 時間 26,920	183 時間 33,740	261 時間 48,110
（介護保険対象 者）	—	—	—	87 時間 16,020	87 時間 16,020	87 時間 16,020
同行援護	50 時間 12,730	50 時間 12,730	50 時間 12,730	50 時間 12,730	50 時間 12,730	50 時間 12,730
行動援護	—	—	37 時間 14,790	50 時間 19,930	65 時間 26,500	85 時間 34,440
行動援護 障がい児	50 時間 18,820					
重度障害者等包 括支援	—	—	—	—	—	85,750
重度障害者等包 括支援（介護保 険対象者）	—	—	—	—	—	58,480
重度障害者等包 括支援対象者で 居宅介護、行動 援護又は重度訪 問介護を利用	—	—	—	—	—	69,830
重度障害者等包 括支援対象者で 居宅介護、行動 援護又は重度訪 問介護を利用 （介護保険対象 者）	—	—	—	—	—	42,560

障害支援区分	1	2	3	4	5	6
療養介護	—	—	—	—	当該月の日数/月	
生活介護	—	50歳以上 は対象	当該月の日数－8日/月			
短期入所	30日/月を限度とし、年間180日を目安とする					
施設入所支援	当該月の日数/月					

生活環境係数

居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援における月あたりの総支給量を決定するために、対象者の生活環境に応じた調整を行う「生活環境係数」を定める。上記の障害支援区分に応じた支給量（単位）に、生活環境係数を乗じ、標準的な支給量とする。この標準的な支給量と、対象者の希望する支給量を比較して、希望支給量が標準支給量を超えるときには支給決定会議にて検討することとする。

生活環境	家族等の支援	生活環境係数
家族等と同居	受けられる	0.9
	一部受けられる (日中は仕事などで不在等)	1.0
	家族に支援が必要 (家族にも障がいがある等で本人への支援ができない)	1.2
単身生活		1.3

(2) 訓練等給付

訓練等給付に関するサービスの種類、内容及び利用要件は以下のとおり。

サービス種類	サービス内容及び利用要件
自立訓練	※標準利用期間が定められている
機能訓練	<p>要件…身体機能、生活能力の維持、向上のため一定の支援が必要な障がいのある方</p> <p>サービス内容…サービス事業所において、又は障がい者の居宅を訪問して行う理学療法、作業療法その他必要なりハビリテーション、生活等に関する相談及び助言その他の必要な支援を行う</p>
生活訓練	<p>要件…地域生活を営む上で、生活能力の維持・向上等のため一定の支援が必要な障がいのある方</p> <p>サービス内容…サービス事業所において、又は障がい者の居宅を訪問して行う入浴、排泄及び食事等に関する自立した日常生活を営むために必要な訓練、生活等に関する相談及び助言、その他の必要な支援を行う</p>
宿泊型自立訓練	<p>※標準利用期間が定められている</p> <p>要件…地域生活を営む上で、生活能力の維持・向上等のため一定の支援が必要な障がいのある方のうち、日中、一般就労や障害福祉サービスを利用している方等で、地域移行に向け一定期間居住の場を提供して帰宅後における生活能力等の維持・向上のための訓練等の支援を要する方</p> <p>サービス内容…居室その他の設備を利用させるとともに、家事等の日常生活能力を向上させるための支援、生活等に関する相談及び助言その他の必要な支援を行う</p>
就労移行支援	<p>※標準利用期間が定められている</p> <p>要件…①就労を希望する方で、単独で就労することが困難であるため、必要な知識・技術の習得や就労先の紹介その他の支援が必要な 65 歳未満の方又は 65 歳以上の方</p> <p>②あん摩マッサージ指圧師免許、はり師免許又はきゅう師免許を取得することにより、65 歳以上の方を含む就労を希望する方</p> <p>※但し、65 歳以上の方は、65 歳に達する前 5 年間引き続き障害福祉サービスの支給決定を受けていて、65 歳に達する前日において就労移行支援の支給決定を受けていた方に限る</p> <p>サービス内容…通常の事業所に雇用されることが可能と見込まれる方に生産活動、職場体験その他の活動の機会の提供、その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練、求職活動に関する支援、その適性に応じた職場の開拓、就労後の職場定着等の支援を行う</p>

サービス種類	サービス内容及び利用要件
就労継続支援	
A 型	<p>要件…企業等に就労することが困難な方で、雇用契約に基づき、継続的に就労することが可能な 65 歳未満又は 65 歳以上の障がいのある方</p> <p>※但し、65 歳以上の方は、65 歳に達する前 5 年間引き続き障害福祉サービスの支給決定を受けていて、65 歳に達する前日において就労継続支援 A 型の支給決定を受けていた方に限る</p> <p>サービス内容…雇用契約等に基づき就労する方について生産活動その他の活動の機会の提供、その他の就労に必要な知識及び能力向上に必要な訓練等の支援を行う</p>
B 型	<p>要件…企業等の雇用に結びつかない方や一定の年齢に達している方で、就労の機会を通じ、生産活動に関する知識や能力向上や維持が期待される方</p> <p>サービス内容…生産活動その他の活動の機会の提供、その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の必要な支援を行う</p>
就労定着支援	<p>※標準利用期間が定められている</p> <p>要件…就労移行支援等を利用した後、通常の事業所に新たに雇用された障がいのある方で、就労を継続している期間が 6 か月を経過した方</p> <p>サービス内容…就労の継続を図るため、企業、障害福祉サービス事業者、医療機関等との連絡調整を行うとともに、雇用に伴い生じる日常生活又は社会生活を営む上での各般の問題に対する相談、指導及び助言等の必要な支援を行う</p>
自立生活援助	<p>※標準利用期間が定められている</p> <p>要件…施設入所支援や共同生活援助等を利用していた方又は居宅において単身であるため若しくはその家族と同居していても、自立した日常生活を営む上での支援が見込めない状況にある方で、定期的な巡回訪問や随時の対応を要する方</p> <p>サービス内容…居宅において日常生活を送れるように、定期的な巡回訪問や随時の対応により、自立した日常生活を営むための環境整備に必要な援助を行う</p>
共同生活援助	<p>要件…地域において自立した日常生活を営む上で、相談等の日常生活上の支援が必要な障がいのある方(身体障がい者にあつては、65 歳未満の方又は 65 歳に達する前日までに障害福祉サービス若しくはこれに準ずるものを利用したことがある方に限る)</p> <p>サービス内容…主として夜間において、共同生活を営むべき住居において相談、その他の日常生活上の支援を行う</p>

標準利用期間と支給量の目安

	標準利用期間	支給量
自立訓練 (機能訓練)	1年6か月間 (頸髄損傷による四肢麻痺その他これに類する状態にある場合は、3年間)	当該月の日数-8日/月
自立訓練 (生活訓練)	2年間 (長期入院又はこれに類する事由のある者として事務処理要領に記載のある方については、3年間)	当該月の日数-8日/月
宿泊型自立訓練	2年間 (長期入院又はこれに類する事由のある者として事務処理要領に記載のある方については、3年間)	当該月の日数/月
就労移行支援	2年間 (あん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゅう師の資格取得を目的とする養成施設を利用する場合は、3年間又は5年間)	当該月の日数-8日/月
就労継続支援		当該月の日数-8日/月
就労定着支援	3年間	
自立生活援助	1年間	
共同生活援助	地域移行支援型ホームの場合2年間 サテライト型住居(日中サービス支援型を除く)の場合3年間	当該月の日数/月

(3) 地域相談支援

地域相談支援に関するサービスの種類、内容及び利用要件は以下のとおり。

サービス種類	サービス内容及び利用要件
地域移行支援	<p>要件…①障害者支援施設、のぞみの園、児童福祉施設又は療養介護を行う病院に入所している方</p> <p>②精神科病院に入院している方</p> <p>③救護施設又は更生施設に入所している方</p> <p>④刑事施設(刑務所、少年刑務所、拘置所)、少年院に収容されている方</p> <p>⑤更生保護施設に入所している障がい者又は自立更生促進センター、就業支援センター若しくは自立準備ホームに宿泊している障がい者</p> <p>サービス内容…施設に入所している障がい者または精神科病院に入院している精神障がい者等が地域における生活に移行するために住居の確保その他地域における生活に移行するための活動に関する相談や重点的な支援を行う</p>
地域定着支援	<p>要件…①居宅において単身であるため緊急時の支援が見込めない状況にある方</p> <p>②居宅において家族と同居している障がい者であっても、当該家族等が障がい、疾病等のため障がい者に対し、当該家族等による緊急時の支援が見込めない状況にある方</p> <p>サービス内容…居宅において単身等で生活する障がい者につき、常時の連絡体制を確保し、障がいの特性に起因して生じた緊急の事態等に相談その他必要な支援を行う</p>

給付決定期間

地域相談支援の給付決定期間は、以下のとおり。

	給付決定期間
地域移行支援	6 か月間
地域定着支援	1 年間

(4) 計画相談支援

計画相談支援に関するサービスの内容、要件は以下のとおり。

サービス種類	サービス内容及び利用要件
計画相談支援	<p>要件…障害福祉サービスの申請もしくは変更の申請に係る障がい者もしくは障がいの保護者または地域相談支援の申請に係る方</p> <p>サービス内容…障害福祉サービスの申請に係る障がい者等の心身の状況、その置かれている環境、サービスの利用に関する意向、その他の事情を勘案し、サービス等利用計画案を作成する。あわせて、障害福祉サービス支給決定後においてはサービスの種類、内容、担当者等を記載したサービス利用計画を作成する。また障害福祉サービス有効期間内において厚生労働省で定める期間(モニタリング期間)ごとに当該障がい者等に係るサービス等利用計画が適切であるかどうか、利用状況やその結果、サービスの利用の意向等を勘案し、サービス等利用計画の見直しを行うとともに、関係者との連絡調整等の便宜を供与する。</p>

モニタリング期間については、標準的なモニタリングの頻度を下記の通り定める。

	対象者
毎月	<p>支給決定または支給決定の変更によりサービスの種類、内容または量に著しく変動があった者</p> <p>障害者施設からの退所等に伴い、一定期間、集中的に支援が必要な者</p> <p>地域定着支援を利用する者</p> <p>重度障害者等包括支援に係る支給決定を受けることができる者</p>
3ヶ月ごと※	<p>居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、短期入所、就労移行支援、自立訓練、就労定着支援、自立生活援助または共同生活援助(日中サービス支援型に限る)を利用する者</p> <p>65歳以上の者で介護保険におけるケアマネジメントを受けていないもの</p>
6ヶ月ごと	療養介護、重度障害者等包括支援もしくは施設入所支援を利用する者

※当該項目については、平成31年度より適用。

(5) 地域生活支援事業

地域生活支援事業に関するサービスの種類、内容及び利用要件は以下の通り。

サービス種類	サービス内容及び利用要件
移動支援	要件…①肢体不自由1級の障がいのある者で、両上肢及び両下肢の機能の障がいにあるもの又はこれに準ずるもの ②知的障がいのある者 ③精神障がいのある者 ④難病患者等であって、①に掲げる者に準ずる者として市長が認める者 サービス内容…障がい者等の外出及び余暇活動等の社会参加のための外出の際の移動に必要な支援を行う
訪問入浴	要件…身体に重度の障がいのある者または難病患者等(身体に重度の障がいがある者に準ずる者として市長が認める者に限る)で、自ら入浴が困難なもののうち、医師から入浴が可能と診断されたもの。ただし、以下の場合には対象外。 ア)介護保険法に基づく要介護認定が「要介護」の方 イ)伝染性の疾患に罹患している方 ウ)心臓または血管系統の疾患により入浴が不適当な方 エ)入浴に際し、介助にあたる家族等のない方 サービス内容…自宅での入浴が困難な重度の身体障がいがある方に対し、定期的に室内でポータブル浴槽を使って入浴の支援を行う
日中一時支援	要件…日中において介護する者がいないため一時的に見守り等の支援が必要であると市長が認めた障がい者等 サービス内容…障がい者等の日中における活動の場を確保し、障がい者等の家族の就労支援及び障がい者等を日常的に介護している家族の一時的な休息の確保を図る
地域活動支援センター	要件…障がい者等 サービス内容…障がい者等に対し、創作的活動又は生産活動、社会との交流の促進等の通所の場を提供する

支給量の目安

	支給量
移動支援※	(障がい者) 20 時間/月 (未就学児) 4 時間/月
訪問入浴	15 日/月
日中一時支援	23 日/月
地域活動支援センター	23 日/月

※移動支援については、支給決定者に対し、複数障がい者(児)がいる場合、一月あたり4時間の上乗せを認める。また、当該支給決定者に突発的な通院等が考えられる場合は、一定の期間一月あたり4時間の上乗せを認める。